

騒音・振動規制地域の変更について

1 騒音・振動の規制地域

騒音規制法及び振動規制法では、都道府県知事や市長・特別区長は、住民の生活環境を保全するため、騒音や振動について規制する地域を指定することとされており、規制対象ごとにそれぞれ異なった規制基準等が定められている。

2 変更する地区の状況

地区	経緯と現況	用途地域	規制地域の区分
萩ヶ岡19-1他 約3.6ha	本地区は主に江別小学校の用地として利用されていたが、平成28年に江別小学校が閉校し、跡地利用の検討を進めていた。 令和7年5月に本地区の土地利用方針を定め、令和7年12月4日に利用方針に基づき用途地域を変更した。	変更前 第一種中高層住居専用地域 ↓ 変更後 近隣商業地域	変更前 騒音：第2種区域 振動：第1種区域 ↓ 変更後 騒音：第3種区域 振動：第2種区域



3 用途地域と規制地域の区分

都市計画法に基づく用途地域	騒音	振動
第一種低層住居専用地域	第1種区域	第1種区域
第二種低層住居専用地域（江別市無し）		
第一種中高層住居専用地域	第2種区域	
第二種中高層住居専用地域		
第一種住居地域		
第二種住居地域		
準住居地域	第3種区域	
近隣商業地域		
商業地域		
準工業地域		
工業地域	第4種区域	

4 騒音の規制基準

騒音の規制対象

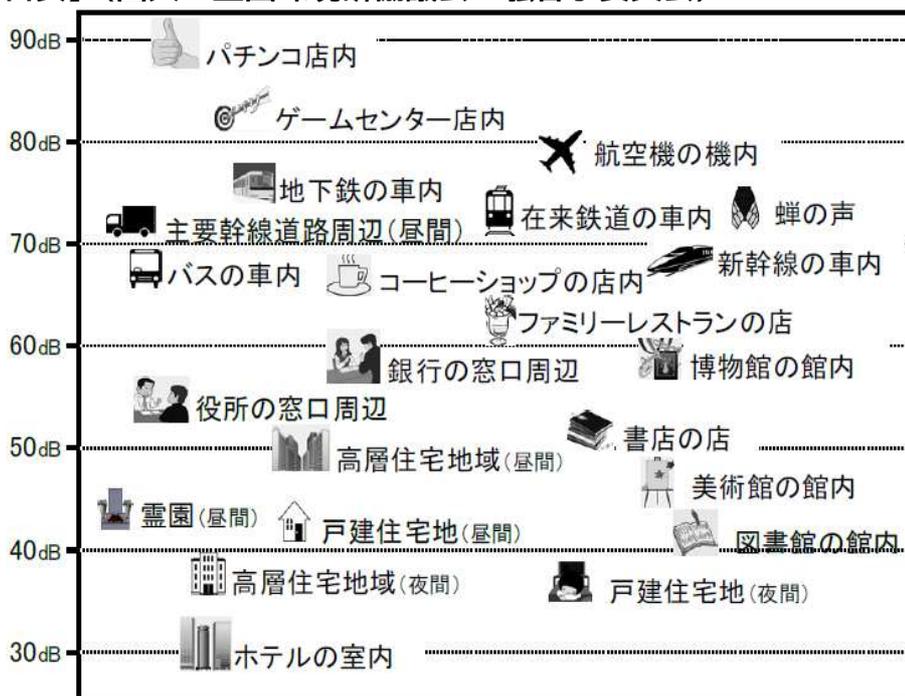
工場・事業場騒音	建設作業騒音	自動車騒音
騒音を発生する恐れのある施設（特定施設）を設置する工場や事業場。	くい打ち機や空気圧縮機などを使用する建設作業。	自動車騒音については、要請限度が定められている。

規制地域の区分	工場・事業場騒音（※1）			建設作業騒音	自動車騒音の要請限度（※2）	
	昼間	朝・夕	夜間		昼間	夜間
変更前 （第2種区域） 静穏の保持を必要とする区域	55 dB	45 dB	40 dB	85 dB (1) 作業時間帯 午後7時から翌日の午前7時まで作業禁止 (2) 一日の作業時間 10時間以内	65 dB	55 dB
変更後 （第3種区域） 騒音の発生を防止する必要がある区域	65 dB	55 dB	50 dB	85 dB (1) 作業時間帯 午後10時から翌日の午前6時まで作業禁止 (2) 一日の作業時間 14時間以内	75 dB	70 dB

※1 昼間：8:00～19:00、朝・夕：6:00～8:00、19:00～22:00、夜間：22:00～6:00

※2 昼間：6:00～22:00、夜間：22:00～6:00

【騒音の目安】（出典：全国環境研協議会 騒音小委員会）



5 振動の規制基準

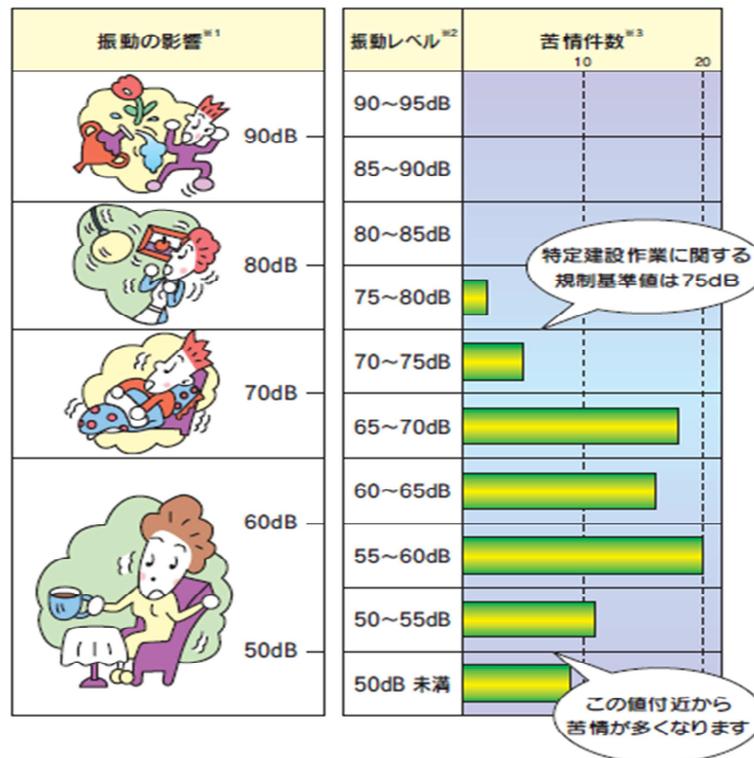
振動の規制対象

<u>工場・事業場振動</u>	<u>建設作業振動</u>	<u>道路交通振動</u>
振動を発生する恐れのある施設（特定施設）を設置する工場や事業場。	くい打ち機やブレーカーなどを使用する建設作業。	道路交通振動については、要請限度が定められている。

規制地域の区分	工場・事業場振動（※3）		建設作業振動	道路交通振動の要請限度（※3）	
	昼間	夜間		昼間	夜間
変更前 （第1種区域） 特に静穏の保持を必要とする区域及び静穏の保持を必要とする区域	60 dB	55 dB	75 dB (1) 作業時間帯 午後7時から翌日の午前7時まで作業禁止 (2) 一日の作業時間 10時間以内	65 dB	60 dB
変更後 （第2種区域） 著しい振動の発生を防止する必要がある区域	65 dB	60 dB	75 dB (1) 作業時間帯 午後10時から翌日の午前6時まで作業禁止 (2) 一日の作業時間 14時間以内	70 dB	65 dB

※3 昼間：8:00～19:00、夜間：19:00～8:00

【振動の目安】（出典：環境省大気生活環境室『よくわかる建設作業振動防止の手引き』）



6 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準とは、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい行政上の達成目標であり、騒音を発生させる者に対する規制ではない。

環境基準は地域の類型及び時間の区分ごとに基準値が設定されており、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事（市の区域内の地域については、市長）が指定する。

地域の類型	地域の区分	時間区分（※4）・基準値	
		昼間	夜間
変更前 （A地域）	一般地域	55 dB以下	45 dB以下
専ら住居の用に供される地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 dB以下	55 dB以下
変更後 （C地域）	一般地域	60 dB以下	50 dB以下
相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	車線を有する道路に面する地域	65 dB以下	60 dB以下

※4 昼間：6:00～22:00、夜間：22:00～6:00